

議員提出議案第 1 号

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書

みだしの件について、議会会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 28 日 提出

| | | | |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 熊取町議会議員 | 江川 | 慶子 |
| 賛成者 | 熊取町議会議員 | 田中 | 豊一 |
| 賛成者 | 熊取町議会議員 | 坂上 | 昌史 |
| 賛成者 | 熊取町議会議員 | 文野 | 慎治 |
| 賛成者 | 熊取町議会議員 | 鱧谷 | 陽子 |
| 賛成者 | 熊取町議会議員 | 二見 | 裕子 |
| 賛成者 | 熊取町議会議員 | 矢野 | 正憲 |

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書

文書通信交通滞在費は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律によって定められ、衆参両院の国会議員は歳費とは別に月額100万円が支給されている。また、立法事務費は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律によって定められ、衆参両院における各会派の所属議員数に応じ、議員一人につき65万円が支給されている。

しかし、文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれも領収書の添付義務が法律で定められていないため、法の趣旨どおりに使用されているのかどうか第三者が判断することが出来ず疑念が残る。

一方、大半の地方議会においては、政務活動費の趣旨に反する使用を禁ずる制度を確立しており、熊取町議会においては、「議会政務活動費交付条例」及び「議会政務活動費交付規則」において、その支出に関する「領収書等の整理保管」を義務づけており、また、その内容のインターネット公開でその使途の透明性を高める制度となっている。

文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれも原資は税金であり、納税者への説明責任を果たし、法の趣旨に反する使用を禁ずる必要がある。

よって国におかれては、下記の項目を実現するように強く要望する。

記

1. 文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれの支出に関しても領収書の提出及びその内容のインターネット公開を義務づけること
2. 文書通信交通滞在費、立法事務費を政治団体等へ寄付する行為を禁ずる規定を設けること
3. 文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれに関しても実費精算とし、趣旨に反する使用に関しては支給されることがないように、別途詳細な使用のルールを法令で定めること
4. 文書通信交通滞在費、立法事務費の支出が、支給額を下回り、残金が発生した場合は、返金することを義務付ける規定を設けること

5. 上記の支出に関するルールが遵守され支出の用途を明確にして、国民が納得できるように有識者によるチェック体制を確立すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月28日

大阪府泉南郡熊取町議会